

岩手県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局公文書管理規程（平成11年岩手県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～4 [略]	附 則 1～4 [略] <u>（令和4年4月1日以後の公文書の管理の特例）</u> 5 <u>令和4年4月1日以後に作成し、又は取得する公文書の管理については、この訓令の規定（第3条から第6条まで、第9条から第12条まで、第13条第1項、第14条、第49条及び別表第1を除く。）にかかわらず、同日から同年9月30日までの間に限り、事務局長が別に定めるところによる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。